



新座市告示第 128 号

コンビニエンスストア等における住民票の写し等の各種証明書交付手数料の収納事務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間、指定公金事務取扱者として、次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

新座市長 並 木



東京都千代田区一番町25番地  
地方公共団体情報システム機構  
理事長 椎橋 章夫